

社会資本整備審議会 都市計画・歴史的風土分科会 都市計画部会

第11回都市計画制度小委員会

平成23年2月17日

【事務局】 本日は、お忙しいところお集まり頂きまして、まことにありがとうございます。ただいまから、社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会都市計画部会第11回都市計画制度小委員会を開催致します。

本日出席の委員は、10名中6名でございまして、議事運営第4に定めます定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

なお、石川専門委員、小早川専門委員、吉田専門委員、亙理専門委員におかれましては、本日はご都合によりご欠席でございます。

また、本日は、都市計画・歴史的風土分科会の越澤分科会長にもオブザーバーでご臨席を賜っております。よろしくお願い致します。

次に、配付資料の確認でございますが、資料の3枚目に配付資料の一覧がございます。資料につきましては、名簿の1等、本体資料の2がございます。資料2には、参考として1から3の資料がつけてございます。また、参考資料1としまして、前回の議事録をつけてございます。それぞれご確認頂きまして、過不足等がございましたらお申し出頂ければと思います。

また、いつものことでございますけれども、委員の皆様におかれましては、ご発言の際には、目の前にございますマイクのボタンを押して、ランプがついてからご発言を頂ければと思います。ご発言が終わられたときには、同じボタンを押してランプを消して頂ければと思います。

それでは、ここからの議事進行につきましては、委員長にお願いしたいと思っております。委員長、よろしくお願いいたします。

【委員長】 それでは審議に入ります。委員の皆様、どうぞよろしくお願い致します。

まずは、都市計画制度小委員会のこれまでの審議経過について（報告）（案）ということで、それについてご説明頂きたいと思っております。よろしくお願い致します。

【事務局】 前回、1月21日の審議におきまして、これまでの審議事項の現時点における整理をお諮りした際、いろいろなご意見を頂きました。それから、当日ご欠席の委員もいらっしゃいましたので、事務方からお問い合わせをするなど整理をさせて頂いたものを、本日は資料として提出しております。

資料2でございます。これは本体と、それから参考1から3までの全部で4つの綴りがございます。まず、資料2の本体でございまして、前回の資料では全体を飛ばしていきな

り各論という印象や、あるいは経過的な整理ではございますが、整理する以上はまとまったものとした方が良いというご指摘を頂いたものと認識をしております。

それから、本日引き続いて行われる分科会、部会の合同会議におきまして、委員長から本小委員会の審議経過をご報告頂く運びになっておりますことから、前回頂いたご意見をもとに前文として加えまして、体裁を整えたもの、これが資料2の本体でございます。

冒頭は、審議経過の説明でございますが、下から3分の1ぐらいのパラグラフの2行目で、一部触れることのできなかった事項を除き、今日的状況を概観できる程度に議論が一巡した段階であるとして、論点を再構成して集約を試みたという説明をしており、「検討事項の要約」と「小委員会としての集約」で構成されていること。審議の経過点ではありませんが、理論と実務の両面から幅広く議論を進めていくためのたたき台として提示するという記事を記載しております。

次の2ページが、その際のご意見を直接反映した記述でございますが、3つの項目に整理をいたしたものです。

第一に、まだ抽象的なレベルにとどまるので、具体論の精査が必要であるということ。スタンダードと表現させて頂きましたが、基本的な考え方や計画論の確立・明示のための関係者による早急な取り組みが望まれるとしております。

第二に、集約型都市構造化等の概念につきましては、国民に、より具体的でわかりやすく示す努力を積み重ねていくべきこと。行政に対しても、目に見える具体的な肉付けを与えて、創意工夫を喚起していけるようなものとして、根拠や成長戦略との両立が可能であることや、わかりやすいリーディングプロジェクトのような提案もまとめていくべきとしております。

第三に、改革といってもこれまでの蓄積を否定するのではなくて、活かせるものは活かして、経済社会生活に幅広い影響を与えるということで、着実な情報の提供や取り進め方、あるいは経過措置を含めた検討が必要としているところでございます。

前文の締めくくりとしましては、今後、より実態に即して、今回集約した検討事項の検証と制度の具体的見直しの展望を行っていくということと、本分科会、部会におけるこれまでの議論の蓄積も踏まえて、また並行して関係各方面からの意見や議論を受けて、さらに進めていきたいとしているところでございます。

3ページ、4ページの名簿と審議経過の次が、5ページからが別紙ということで、これまでの検討事項の要旨ということで、前回の資料の整理案の部分を、修正を加えた上で抜き出している部分でございます。前回頂いたご意見を反映して、例えば、いきなり「都市計画の棚卸し」と書いてあった部分についてわかりにくいというご意見もありました。タイトルと説明を逆にしたり、表現の微修正を行っておりますが、基本的な構造は前回お示ししたものを踏襲しております。

6ページ以降が中身でございます。ここでちょっと注記してございますが、先ほど申しましたように、着色した枠の中は、これまでの検討事項の要約、小委員会提出資料の抜き

書きでございます。要約の仕方につきましては、細かい表現の修正はございますが、概ね前回の通りでございます。

枠の下に、これに対する委員のご意見を集約して、当小委員会として概ね認識の共有に至った考え方を示すという形式でございます。これも入れ換えというよりは、前回頂いたご意見に基づく記述の追加が主な修正点でございます。根本的に内容を改めた部分はなく、表現の適正化が主体でございます。事前にこの文章自体はご照会を申し上げておまして、体裁を確認頂きまして、ここでの改めての内容の説明は省略させて頂きたいと思っております。

次に、参考1から参考3までが付属しております。

まず、参考1でございますが、これは本体の資料で触れておりません。これまでご審議頂いて既に先行的に措置した事項、あるいは現在進行形で措置予定のもの、あるいは並行して動いている関連的な事項をまとめているものでございます。右肩にスライド番号を振っておりますが、スライドの4まで成長戦略、低炭素都市づくりガイドライン、容積率の関係までは既にご説明しているもの、あるいは参考資料としてもこの小委員会に提出済みのものでございます。

スライド5が大街区化ガイドライン。これは成長戦略の具体化ということで取り組んできているものでございますが、パブリックコメントを経て、ほどなく発出予定ということでございます。

それから、スライド6と7は地方分権の関係でございますが、これも既にご説明をしております。国の関与の縮減の関係は、昨年の通常国会に提出された一括法案が国会審議中でございますが、加えて権限移譲等につきましては、昨年6月の閣議決定に基づきまして、今通常国会に一括法として提出されるべく、現在作業が進行中でございます。

それから、スライド8でございます。これは都市再生特別措置法の改正、これは既に2月8日に閣議決定を経まして、国会に提出済みでございますが、税制、金融支援措置の対象となるプロジェクトの認定申請期限の延長ですとか、政府保証という枠組みによる新たな金融支援措置を柱にして、大都市部では都市再生緊急整備地域の中から、国際競争力強化の観点からの絞り込みと、予算、税制上の措置に併せて講じられる規制改革的な措置を中心とする支援、手段の深掘りというようなものとか、あるいは黄色の枠の中にありますように、全国の都市を対象として行われるまちづくりの推進のための措置の充実を図るものでございます。

小委員会の審議との関係で2点ほど補足をさせていただきます。

1つは、大都市の国際競争力強化の観点から支援するプロジェクトに関し、青い方の枠でございますが、国・地方・民間の三者による官民協議会で整備計画を策定する仕組みに関連して、テクニカルな内容で資料には記載しておりませんが、仮にこの官民協議会による整備計画の中で抵触する既往の都市計画を見直すべきだということになった場合には、都市計画の変更によって整合性を担保するという規定を置いております。

ご議論頂きました「都市計画の見直しの重視」との関係では、「随時の見直し」に至るの

かと思いますが、「見直し」のプロセスを明確化していこうという取り組みの第一歩とっております。そのほか、必要な施設や事業の都市計画があれば、その決定を迅速化するというような措置を置いております。

それから、黄色い枠の方でございますが、その中段に新しいタイプの協定というものを位置付けておりまして、従来はどちらかという土地を中心に据えて構成して、その利用方法を規定するような協定タイプでしたが、ここではより管理とか活動に近いもので、全員参加を要件としないで承継効はないというような新しいタイプの協定もここで盛り込んでいるところでございます。

次にスライド9でございます。続いて参考事項でございますが、交通基本法案については、現在、閣議決定、国会提出に向けて調整中でございます。この中でもまちづくりとの関わりについて一定の規定が盛り込まれる見通しでございます。

それから、参考2は、これまでの小委員会提出資料の中から、本体の記述の参考資料として抜粋整理をしたものでございます。

最後に参考3でございますが、前回の提出資料を修正したものでございます。本体資料の要約で割愛した事項もございますので、今回、都市計画制度の総点検ということでございましたが、総点検の成果、総点検シートという意味合いで、最終版としてつけさせて頂きました。資料の説明は以上でございます。

【委員長】 どうもありがとうございます。

ただいま事務局からご説明頂きました報告案について、前回ご欠席の委員の方も含めまして、内容については事前に照会させて頂いているということですので、これに基づいて私から都市計画・歴史的風土分科会に報告してよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【委員長】 どうもありがとうございます。

それでは、本案の(案)をとったもので私の方から報告させて頂くことに致します。

ここからは、今後の検討などについて意見交換を頂ければと思います。どなたからでも結構ですので、何かあればご発言をお願いしたいと思います。何かありますでしょうか。今後こういうことをしていったほうがいいのか、こういうふうに検討したらいいのかどうか如何でしょうか。

【越澤分科会長】 オブザーバーで、あれですが。11回、非常に精力的に委員の皆さん、また事務局は大変いろいろご苦労されたと思うんですが、今回1回、最終ではありませんが、まだまだ小委員会については検討すべきことがあるということで、継続措置をとりたいということが11時からの会議のテーマですけれども、このようにまとめていただきまして、本当にありがとうございます。無事11時から会議がこれで開けるということで、一安心したところでございます。ということで、一言お礼申し上げます。

【委員長】 どうもありがとうございました。どうぞ。

【事務局】 それでは、今後の審議につきましては、11時からの会議におきまして、

今、分科会長からお話がありましたように、この小委員会の継続ということがそこで諮られる予定でございます。その上でということになります、前回の小委員会でお話をさせて頂きましたように、今回の本体資料の最後でも実態に即しということで、今までかなり理論的に、あるいは抽象的な議論をさせて頂きましたが、少し実態みたいなもの、現実のリアルなところを考えながら制度を考えていくという審議をできればさせて頂きたいと考えて、今準備中ということでございます。

これについては、いろいろな切り口がございますので、準備をするのに時間がかかるかもしれませんが、この点について、例えばこういうことやったらいいのではないかとか、あるいは制度的な切り口としては、例えば協定的手法、契約的手法の可能性については前回もご指摘を頂きましたが、いろいろそういったようなことについて、アドバイスといたしますか、示唆ですとか、そういったものがございましたら、この場でも結構ですし、この後でも結構でございますので、事務局の方にお寄せ頂ければ大変ありがたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

【委員長】 今、若干ご要望がありました、如何ですか。なかなか議論のレベルを、先ほど抽象と言いましたが、また実態といっても、本当の実態までいくと難しいところで、どの辺の抽象レベルで議論するかというのは、なかなか選択が難しいと言え難いですけどね。よろしいですかね。

それでは、議事次第ではその他とございますが、何かございますでしょうか。

【事務局】 ありがとうございます。本日整理頂きましたこれまでの検討というものを踏まえまして、今後の委員会の開催について、今、事務局の方からも方針についてご相談をさせて頂いたところでございますが、この後開催される、先生方にもご出席頂く予定でございますが、社会資本整備審議会の分科会並びに都市計画部会の合同会議の場でも議論がされるという予定になってございますので、これも踏まえまして、改めて今後の進め方、ご相談、調整させて頂いて、ご連絡、ご案内を致しますので、よろしく願いしたいと思います。

今後の進め方については以上でございます。

【委員長】 ただいまのご説明につきまして、何かご質問等ありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上をもちまして本日の小委員会の審議を終了させて頂きます。皆様のご協力に感謝申し上げます。

事務局の方に議事進行をお返しいたします。

【事務局】 ありがとうございます。

それでは、これをもちまして、第11回都市計画制度小委員会は閉会いたしたいと思っております。本日はありがとうございます。